

経済要録

国 内

◆「日本円短期金利先物」および「日本円短期金利先物オプション」の上場限月数拡大について 東京金融先物取引所は、12月8日、上場商品のうち「日本円短期金利先物」および「日本円短期金利先物オプション」の上場限月数を以下のとおり拡大し、平成6年3月7日午後4時より実施すると発表した。

	現上場限月数	新上場限月数
日本円短期金利先物	8限月	→ 12限月
日本円短期金利先物 オプション	3限月	→ 5限月

◆日本銀行券の発行限度額について 大蔵大臣は、日本銀行法第三十条第一項の規定

に基づき、12月14日の閣議を経て、12月17日以降における日本銀行券の発行限度を41兆円（改定前39兆4,000億円）とすることを決定した。

◆経済改革研究会の最終報告について

経済改革研究会（平岩外四座長）は、12月16日、「経済改革について」と題する最終報告を首相に提出した。

同報告書は、11月8日にまとめた中間報告「規制緩和について」を踏まえ、経済構造改革のための基本的政策を提案するとともに、その実効をあげるための諸施策を提示したもの。その骨子は本報告に添付された以下の図表のとおり。



◆大蔵省発表の証券市場、証券取引に係る手続きの簡素化、規制の緩和等について

大蔵省は、12月21日、証券市場の効率化、合理化を図るとともに、市場の活性化に資することを目的として、証券市場および証券取引に係る「手続きの簡素化、規制の緩和等について」を証券会社等に対し通知、公表した。今回の措置は、全体で70項目（新規事項45項目、確認事項25項目）となっているが、その主な項目は以下のとおり。

1. 証券市場

- ・時価発行公募増資が再開されるよう、環境の整備を行う。
- ・発行価格に関する訂正届出書について、一定の場合、翌日の効力発生を認める。
- ・居住者外債、非居住者国内債の適債基準を緩和する。
- ・デュアルカレンシー債の発行に制約はない。
- ・ステップアップ・ステップダウン債の発行に制約はない。

2. 証券会社

- ・店舗規制について、店外ATMの設置の自由化等、規制を緩和する。
- ・バックオフィス業務の外部委託の範囲の拡大を図る。
- ・法定帳簿の保管については、一定の場合に、本店集中保管を認める。
- ・金銭配当基準について、本年度の決算にあたっても、引き続き弾力的に取り扱う。
- ・行政当局に対する報告書類等について、廃止、報告回数・添付書類の削減等を行う。

3. 証券投資信託

- ・金利・通貨スワップ取引、保有有価証券の貸付、ファンドによる短期借入れ等を認める。
- ・無担保コールの組入れ制限を廃止する。
- ・投信会社等から徴求している報告書等について、様式の簡素化、提出時期の見直し等を行う。
- ・信託財産の基準価額計算等に関する当局への報告書への受託会社の認証書の添付を廃止する。
- ・投信の財形商品の受益証券説明書等について事業主を通じて顧客に交付することを認める。

◆金融問題研究会報告書「定期性預金の金利自由化の実施状況及び流動性預金の金利自由化について」

金融問題研究会（貝塚啓明座長）は、12月22日、「定期性預金の金利自由化の実施状況及び流動性預金の金利自由化について」と題する報告書をまとめた。同研究会は、預金金利自由化が最終段階にあることから、5年9月より定期性預金金利自由化の実施状況を注視するとともに、流動性預金金利の自由化の具体的な方向づけについて審議を行ってきたもので、このうち流動性預金金利自由化の基本的考え方の概要は以下のとおり。

預金の大宗について完全金利自由化が達成されたところであるが、最終段階として残された流動性預金の金利自由化を行う時期が、金融機関の不良債権問題が顕在化し、我が国経済及び金融システムの安定性に対する影響が懸念されている時期に重なっているという点に留意する必要がある。

1. 預金金利自由化の意義

流動性預金金利自由化は、定期性預金の金利自由化とともに、競争促進による金融機関経営の効率化（効率性）、預金者・金融機関・借入者間の公平な所得分配の実現（公平性）、さらには我が国金融市场の国際的な整合性確保（国際性）等に資するものである。

また流動性預金金利自由化の過程において、経費削減努力等を通じた効率的な決済システムの運営や商品内容を含む金融サービス全般の質の向上・多様化が図られ、最終的に預金者が自らのニーズにあった商品を自由に選択することができるようになることが重要である。

2. 流動性預金金利自由化に当たって配慮すべき点

（1）決済システムの安定性

公共財的性格を有する決済システムを維持・提供していくことは、金利・その他のサービスと並ぶ最大の預金者ニーズをなすものと考えられる。

こういった決済システムを担う決済性預金の提供に当たっては、①小口の預金者等にもミニマム・サービスとして決済サービスが提

供され得るようにすること、②ネットワークの公共財的性格に鑑み、ネットワーク自体の持つ外部経済効果（network externality）が損なわれないようにすること、③ある金融機関の経営破綻等がシステム全体に対する信用不安を来さないようにすること等に配慮することが必要である。

従って、決済性預金については、できるだけ多くの人が安価に決済ネットワークを利用できるような環境を維持していく必要がある。

このように決済性預金に対しては、公共的な観点から、決済システムの安定性確保やネットワークの維持・改善が求められており、流動性預金の金利自由化を進めていくに当たっては、自由化と決済システムの安定性確保との調和をいかに図っていくかが重要である。

(2) 郵便貯金の存在

流動性預金金利の自由化を進めるに当たっては、国自らが金利・商品性を決定する郵便貯金という「国営企業」が個人預貯金市場において3割という巨大なシェアを占めているという我が国固有の事情があり、この問題を抜きにしては流動性預金金利の自由化はあり得ないという点に十分留意する必要がある。

3. 決済性預金について

(1) 当座預金

- 当座預金は、主として法人の決済手段としての側面が強く、当座預金に保有される資金はゼロ金利を前提としてもなお口座に維持されている最低限の水準であると考えられ、その意味では純粹に決済に特化した資金である。従って、預入者の側にも付利に対する期待はほとんどなく、金融機関としても、当座預金部門は平残に比べ入出金回数が多く、小切手発行等の決済サービスに多くのコストがかかるため、こういったサービスを広く維持しつつ、付利を行う余地は小さいものと考えられている。このような観点から、当座預金については付利禁止を継続することが適当である。

- 将来、貯蓄性の資金が貯蓄預金に吸収されることによって普通預金が決済性預金に特

化した場合、そのような普通預金も性格上当座預金と同一と考えられるため、その時点でこれらを含めて付利禁止ないし低利規制とすることを検討する必要があるという意見もあった。

(2) 普通預金

- 普通預金は当初預け入れる期間に定めのない貯蓄性預金としての性格を有していたが、昭和30年代以降、そこに口座振替機能等の決済サービスが付与されていったことにより個人の決済性口座として利用されるようになった。
- 普通預金が広く国民に提供される決済サービスに重点をおくものである以上、ネットワークが縮小されて決済機能が低下したり、小口の預金者等が実質的に排除されるような事態を招来しないような配慮を行うことが適当である。但し、普通預金の収益から決済システムのネットワークの維持・構築に必要な経費を賄ったうえで、預金者に金利を還元していくことも考えられる。
- このように普通預金については、その決済性預金としての特性に配意する必要があるが、そのうえで、定期性預金と同様、効率性、公平性及び国際性、さらには預金者ニーズへの対応といった自由化の趣旨を徹底させる観点から、金利自由化を進めていくことが適当である。
- また、決済性預金にかかる手数料については、口座振替のように主たる受益者が代金収納企業である場合と、預金者自らが対価を支払うべき送金等の場合を峻別し、前者については収納企業から適正手数料を徴収することで実質的に預金者に過度な負担を強いることがないよう配慮する必要があるとともに、後者については、ネットワークの費用負担の適正化がなされ得るよう配慮する必要がある。

4. 貯蓄性預金について

貯蓄預金については、決済性に制限があるかわりに、相応の金利水準をもって預金者のニーズに応えるという基本的な性格を維持しつつ、

より預金者利便に適合した商品となるよう商品性を改善していくことにより、今後貯蓄性ニーズに応える商品として定着させていくことが適当である。

以上を踏まえ、貯蓄預本金利についても自由化を進めていくことが適当である。

5. 官民のトータル・バランスの確保

基本的には5年10月の行革審最終答申にも述

べられているとおり、郵便貯金については、「官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていく」、「簡易で確実な少額貯蓄手段の提供という本来の目的に沿って、民間金融市場との整合性を図る」、「肥大化の懸念の解消を図る」等の観点から、資金シフトを回避し、民間金融機関とのトータル・バランスを確保する必要がある。

◆現行金利一覧 (6年1月17日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	1.75	5. 9. 21 (2.5)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	2.0	5. 9. 21 (2.75)
短期プライムレート	3.0	5. 12. 9 (3.375)
長期プライムレート	3.5	5.12. 10 (3.8)
住宅ローン		
・固定金利型	5.46	5.12. 10 (6.06)
・変動金利型	3.8	5.12. 10 (4.8)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.85	5.12. 22 (4.1)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	3.85	5.12. 22 (4.1)
・住宅金融公庫	3.9	5.11. 25 (4.05)
資金運用部預託金利(期間3年~5年)	3.75	5. 12.22 (4.00)
(期間5年~7年)	3.8	5. 12.22 (4.05)
(期間7年以上)	3.85	5. 12.22 (4.1)
銀行等の預貯金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・普通預金	0.22	5.10. 18 (0.26)
・貯蓄預金 30万円タイプ	1.56	6. 1. 3 (1.56)
10万円タイプ	1.56	6. 1. 3 (1.56)
・定期積金	2.04	4.10. 18 (2.28)
・市場金利連動型定期積金		
3年未満	1.20	5.12. 6 (2.02)
3年以上	1.30	5.12. 6 (2.18)
・通知預金	0.47	5.10. 18 (0.51)
郵便貯金金利		
・積立貯金(1年)	1.28	5. 12. 6 (2.15)
・通常貯金	1.32	5.10. 18 (1.56)

- (注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀のなかで最も多くの数の銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても通常貯蓄貯金として取扱い。

◆公社債発行条件 (6年1月17日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>3.276</u> <u>3.4</u> <u>100.93</u>	〈12月債〉 3.469 3.6 100.97
割引国債(5年)	応募者利回(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>3.002</u> <u>2.421</u> <u>86.25</u>	〈11月債〉 3.487 2.804 84.25
政府短期証券(60日)	応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈9月24日発行分～〉 1.629 1.625 99.7329	〈2月15日発行分～〉 2.384 2.375 99.6096
政府保証債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>3.467</u> <u>3.4</u> 99.50	〈12月債〉 3.668 3.6 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>3.500</u> <u>3.5</u> 100.00	〈12月債〉 3.700 3.7 100.00
利付金融債(3年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 <u>2.100</u> <u>2.1</u> 100.00	〈12月債〉 2.200 2.2 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 2.600 2.6 100.00	〈12月債〉 2.600 2.6 100.00
割引金融債	応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈1月後半債〉 1.770 1.450 1.73 98.26	〈1月前半債〉 1.770 1.450 1.73 98.26

- (注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については5年11月債以降、募集債の計数。

海 外

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、11月16日開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、12月23日、11月16日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

1. 足元の景気動向および金融調節スタンス

物価が落ち着いた動きとなっているなかで、足元の景気は、個人消費、住宅投資、設備投資の増勢を背景に、拡大のテンポが幾分強まっている。

金融調節スタンスをみると、前回のFOMC（9月21日）では、現状の金融調節スタンスを維持する方針が採用され、その後実際に、これまでの金融調節スタンスが維持され、FFレートは引き続き3%程度の水準で推移した。一方、長期金利は既往ボトムをつけた後、強めの指標の発表や一部市場における金融引き締め予想の台頭を反映して、反発した。この間、マネーサプライの動向をみると、M₂は9月はオーバーナイトレポの一時的な伸びからかなり増勢を強めたものの、10月には再び増勢を弱めた。また、M₃は、機関投資家向けMMMFの増加を背景に、9月、10月ともに増加した。この結果、M₂、M₃はともに10月まで本年のターゲットレンジ下限をやや上回って推移した。

2. 先行きの景気・物価動向に対するFOMCの見解

先行きの景気に関しては、第4四半期は比較的高い伸びとなる可能性があるが、来年は抑制的な財政運営、外需回復の鈍さ等の弱材料と、家計・企業の財務状態の改善、金利の低下等による設備投資、住宅投資の拡大持続等の強材料が合わさって、潜在成長率に見合った緩やかな成長になろう。物価動向については、基調的にはインフレマインドが落ち着いており、労働市場および製品市場にスラックが存在することから、一段と落ち着いた展開となろう。

3. 先行きの金融政策に関するFOMCの見解

当面の金融政策については、現状の金融調節スタンスを維持することが望ましいということで全員一致の合意をみた。また、先行きの政策変更の余地については、次回のFOMC（2月上旬）までは引き続き中立とすることで合意した。

◆欧州通貨機構（EMI）、第1回理事会を開催

1月1日、欧州通貨機構（European Monetary Institute、初代総裁はラムファルシー前BIS総支配人）が創設され、1月11日にフランクフルト市庁舎において第1回理事会（総裁および加盟12か国の中央銀行総裁で構成）が開催された。同理事会ではドイル・アイルランド中央銀行総裁を副総裁（任期3年）に選出し、併せてEMIの具体的責務を以下のとおり発表した（なお、EMIオフィスの具体的な入居先については決定を先送りした）。

1. 加盟国中央銀行間の協力促進

①物価安定を目的とした金融政策面での協調強化

②ERM機能のモニター

③ECUの利用促進・状況把握（ECU決済の円滑化等）

・ただし、金融政策上の権限は各加盟国の通貨当局が留保（EMIは金融市場操作を実施しない）。また、EMIは各国金融政策の協調を強制する権限を有しない。

2. 単一金融政策の実施に向けての技術的枠組みの整備

①政策運営のための適切な戦略や実行手順、運営手段の策定

②補助的事項の検討、整備（統計整備、ECU銀行券の具体的作成・配分手法の検討、会計・情報制度の基準策定など）

3. 欧州理事会、加盟国政府・金融当局に対する助言（金融政策上の観点から導かれるもの）

4. 欧州通貨協力基金（EMCF）からの業務の引き継ぎ、加盟国の委託に基づく外貨準備

運用の代行

◆欧州経済領域（E E A）協定が発効

1月1日、EC12か国とスイス、リヒテンシュタインを除くEFTA（欧州自由貿易連合）5か国間で域内の人・財・サービス・資本等の自由移動を可能にすることを目的とした欧州経済領域（European Economic Area）協定が発効した（注）。

（注）同協定は、93年1月1日にスタートしたEC市場統合をEFTA諸国にまで拡大しようとするもの。92年5月にEC12か国とEFTA7か国によって調印され、当初は各国での批准等を経たうえで、EC市場統合との同時発効を目指していた。しかしながら、92年12月にスイスの国民投票で協定批准が否決されたため、スイスを除く18か国が、93年3月に追加議定書に改めて調印、再度各国での同協定・追加議定書双方の批准手続き等が行われた。

なお、リヒテンシュタインについては、スイスと関税同盟を締結しているため、EEA協定の運営を妨げないと判断されるまで同協定に参加できない旨規定されている（現在両国間で関税同盟および関連協定等の改正作業が行われており、リヒテンシュタインはこうした作業を終えた後、批准手続きを行う予定）。

同協定の概要は以下のとおり。

（1）財の移動の自由化

域内の関税・非関税障壁等を原則撤廃（ただし、農産物は除外されるほか、水産物・漁業資源に関しては一部例外品目を設定）。

（2）人、サービスの移動の自由化

域内の居住、就業、サービス提供を自由化。

- ・金融サービスでは、域内の銀行は第2次EC銀行指令に基づき単一免許が付与され、域内での営業拠点設立・サービスの提供等が自由化される。また、保険分野でも本年7月に施行される第3次EC生・損保指令に基づき、単一免許制の下で保険サービスの提供が自由化される予定にある。

- ・このほか、医師・弁護士・建築士等の専門的就業資格を相互承認。

（3）資本移動の自由化

域内の全企業・国民に対し、投資および資本移動の自由化とその平等な条件を保証（ただし、一部のEFTA諸国に対して不動産等の個別分野で一定の経過措置を設定）。

（4）EC指令および共通規則等の適用

会社法、消費者保護、教育、環境、研究開発、社会政策等に関するEC規則・指令や競争に関する共通政策および法令等をEFTA諸国に適用。一方、ECの共通農業政策（CAP）、通商政策（域外共通関税等）、経済・通貨統合（EMU）等についても適用除外の扱い。

（5）財政援助

EFTA諸国がECの低所得国（スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドの4か国）の地域開発・構造調整のために5年間で総額20億ECUを拠出。

◆ブンデス銀行、94年マネーサプライ（M₃）

目標値を+4.0～+6.0%に設定

ブンデス銀行は、12月16日の理事会において、94年のマネーサプライ（M₃）目標値を、93年の+4.5～+6.5%（93年第4四半期平残前年比）から上限、下限とも0.5%ポイント引き下げ、+4.0～+6.0%（94年同）に設定する旨決定、発表した。

今回の決定に関し、ブンデス銀行は、「目標値の引き下げは、潜在成長率の低下を織り込んだ（全ドイツの潜在成長率：約2.5%<前年：約3%>、中期的目標インフレ率：2%<前年と不变>、通貨流通速度の変化等：1%<前年と不变>）ものに過ぎず、金融引き締めを意味するものではない」旨コメント。

◆新フランス銀行法発効、およびフランス銀行金融政策理事会メンバー決定

新フランス銀行法は、12月16日に国民議会における改正審議を終了（元老院は11月16日に通過）し、1月5日に発効した。同法は93年8月に公布された改正フランス銀行法（日本銀行月報93年9月号経済要録参照）に、①違憲評議会により違憲判断が下され、当初案から削除されていた箇所（注1）

を復活させ、②金融政策理事会メンバーの経済社会審議院構成員との兼務を認める点を加えたもの。

(注1) 以下の下線部分が昨年8月に違憲として当初案から削除されていたが、11月1日に欧州連合条約が発効したことにより、この部分が合憲と判断されるに至った。

(第1条第1項)

フランス銀行は、物価の安定の確保を目的として、金融政策を決定し、実施する。フランス銀行は、政府の一般経済政策の枠組みのなかで、その使命を遂行する。

(同第2項)

これらの権限を行使するにあたり、総裁、副総裁、および金融政策理事会のその他構成員により代表されるフランス銀行は、政府あるいはいかなるものに指示を求めたり、また受け入れたりしてはならない。

(第7条第1項)

金融政策理事会は、金融政策の策定にあたる。金融政策理事会は、通貨総量および対応資産についてその動向を監視する。

また、同法発効に基づいて1月5日、同行内に創設される金融政策理事会の構成員として、アルベールA G F（国営保険会社）社長、ボワソナ「レクスパンション」（経済誌）編集長、フレザ元パリ大学教授、ジェラール国立技術試験所長、ドモルド証券取引所理事長、サパン前蔵相の6名を任命し、これによりトリシェ総裁、フェルマン第一副総裁、ヌーン第二副総裁と合わせ、合計9名の金融政策理事会メンバーが選出（注2）された。なお今後の金融政策理事会は、原則、隔週木曜日の午前中に開催されることとなった。

(注2) 金融政策理事会のメンバー任命にあたっては、国民議会議長、元老院議長、経済社会審議院長の3名がそれぞれ6名の候補者リストを作成（計18名）し、このなにより閣議において6名を選出。

1月7日の第1回金融政策理事会において抽選によりメンバーの任期が以下のとおり決定された（通常、同メンバーの任期は9年であるが、創設時に限り、抽選により3年任期、6年任期、9年任期の者をおのおの2名決定

する。これにより今後3年ごとにメンバーの3分の1が入れ替わる仕組み。なお、今回の抽選で任期3年となったボワソナ氏、ドモルド氏については再任可能）。

(任期9年)

アルベールA G F社長

サパン前蔵相

(任期6年)

フレザ元パリ大学教授

ジェラール国立技術試験所長

(任期3年)

ボワソナ「レクスパンション」誌編集長
ドモルド証券取引所理事長

金融政策理事会メンバー6名（フランス銀行正副総裁3名を除く）の略歴

ミシェル・アルベール氏 Michel ALBERT (63歳)

1930年 ヴァンデ県生まれ

国立行政学院（E N A）卒、財政監察官

66 E C委員会経済開発局長（～69）

78 経済計画委員（ジスカール政権下）

82 A G F（仏第2位国営保険会社）社長、パリバ銀行等の役員を兼職

ジャン・ボワソナ氏 Jean BOISSONAT (64歳)

1929年 パリ市生まれ

パリ政治学院卒

54 ラクロワ誌経済部長（～67）

67 レクスパンション誌編集委員

74 ヨーロッパ1（ラジオ局）編集委員

86 レクスパンション誌編集長

87 ラ・トリビューン誌編集長

ドニズ・フレザ女史 Denise FLOUZAT (65歳)

1928年 パリ市生まれ

パリ政治学院卒

74 トゥーロン大学教授

76 パリ大学教授

80 アジア太平洋経済研究所部長（日本、韓国、インドネシア経済に関する論文多数）

86 オルレアン・トゥール・アカデミー総長（～88）

ジャンピエール・ジェラール氏 Jean-Pierre GERARD (54歳)

1940年 リヨン市生まれ
理工科大学（ボリテクニック）卒
67 造船局技官
79 トムソン社（大手電気メーカー）事業部長（～80）
92 国立技術試験所長

ブルノ・ドモルド氏 Bruno DE MAULDE (59歳)

1934年 トゥールーズ市生まれ
62 国立行政学院（E N A）卒、財政監察官
68 IMF、在米大使館金融担当官（～70）
77 大蔵省国庫局審議役
81 IMF・世銀理事（～86）
86 クレディ・ノール銀行頭取（～93）
90 証券取引所理事長

ミシェル・サパン氏 Michel SAPIN (41歳)

1952年 セーヌ県生まれ
80 国立行政学院（E N A）卒
81 国民議会議員当選（社会党）
88 国民議会法務委員長
91 クレソン内閣法務省政務次官
92 ベレゴボワ内閣大蔵大臣
93 総選挙で落選、社会党執行部入り

◆イタリア、中央銀行による対政府与信の禁止等に関する法律が成立

イタリアでは、昨年11月26日、中央銀行による対政府与信の禁止等に関する法律が成立し、本年1月から施行された。

- 従来、同国政府は国家予算の14%（92年約70兆リラ＜約5兆円＞）を上限に当座貸越のかたちで任意に中央銀行信用を利用することができたが、中央銀行の対政府信用を禁じた欧州連合条約の取り決めに沿うかたちで同法律の制定に至った。また、同法律には、準備預金制度における準備率等の決定権限を政府から中央銀行に委譲する旨規定した条項も含まれている。

イタリアにおいては、92年2月に公定歩合決定権限が名実ともに中央銀行に付与されており、今

回の法律成立により、一連の中央銀行の独立性に関する制度変更は完了した。

(中央銀行の対政府与信の禁止の内容)

- (1) イタリア銀行は、今後原則として、形態のいかんを問わず、政府に信用を供与することが禁止される。
- (2) ただし、政府の資金繰りに支障を来さないよう、次のような移行措置が講じられる。
 - イタリア銀行は一回限りの措置として、政府が近々市場金利で発行する国債（30兆リラ＜約2兆円＞）を引き受ける。
 - 上述の国債発行代わり金はイタリア銀行に新設される「政府資金口座」に受け入れられる。
 - 上記の措置が実施された月の月末時点で、なお政府当座貸越が残存する場合には、当該残高は金利1%の国債に転換され、イタリア銀行がこれを引き受ける（参考：93年9月の政府当座貸越残高64.7兆リラ）。
- (3) 以後、政府は、「政府資金口座」の残高管理を適切に行わなければならない。仮に同口座の月末残高が30兆リラに満たない場合には、続く3か月以内に30兆リラに残高を復元しなくてはならない。これに失敗した場合および月末残高が15兆リラを下回った場合、政府は議会に対してその事実を報告し、原因を説明する義務を負う。

(準備預金制度に関する権限の中央銀行への付与の内容) (注)

- (1) 中央銀行は、債券および満期18か月以上の譲渡性預金を除き、すべての銀行預金に対し準備預金の保有義務を課すことができる。
- (2) 中央銀行は、準備預金の対象債務の細目を決定するとともに、17.5%を超えない範囲で準備率を決定することができる。また、高率適用金利+10%を超えない範囲で過怠金率を決定することができる。
- (3) 中央銀行への預け金利率は、準備預金率と預本金利を考慮して決定される。ただし、公定歩合を超える利率を設定することはできない。
- (4) 中央銀行は、特別な管理下にある銀行に

については、その準備預金義務の一部または全部を免除することができる。

(注) 従来の準備預金制度では、信用貯蓄閣僚会議（議長は国庫大臣、イタリア銀行総裁は会議のメンバー）が基本政策を策定。また準備預金率の決定権限は、国庫大臣に委譲されていた。

◆ベルギー国立銀行等、政策金利を引き下げ

ベルギー国立銀行、デンマーク国立銀行、スウェーデン・リクスバンクは、以下のとおり政策金利を引き下げた（上段発表日、かっこ内は実施日）。

	93年	94年
・ベルギー国立銀行	12月22日 (22日)	12月28日 (28日)
高率適用金利	11.50%	→ → 11.25%
中 心 金 利	7.50% → 7.40% → 7.25%	→ 7.10%
限度内貸出金利	9.20% → 9.10% → 8.95%	→ 8.70%
	93年	94年
・デンマーク国立銀行	12月21日 (22日)	1月5日 (6日)
公 定 歩 合	6.50% → 6.25%	→ 6.00% → 5.75%

94年

・スウェーデン・リクスバンク

1月3日

(4日)

公 定 歩 合

5.0% → 4.5%

◆韓国国会、94年予算案を可決

韓国国会は、昨年12月7日、94年予算案を可決した。本予算（一般会計）の歳出規模は43兆ウォン、93年比+13.7%と、前年（前年比+14.6%）同様高い伸びとなっている。今次予算編成について政府では、「経済の再活性化と国際競争力の強化のために、社会資本整備や中小企業育成、製造業の技術開発力の向上に力点が置かれているのが特徴的」（経済企画院）と説明している。

歳出・歳入面の特徴点は以下のとおり。

1. 歳出…大きなシェア（24.2%）を占める防衛費の伸びが前年比+9.4%と前年（前年比+9.5%）に引き続き一桁台に抑制される一方、交通施設事業費（同+27.1%）や一般事業費（同+21.0%）などが大幅に増額され、交通網等の社会資本整備に重点が置かれている。

2. 歳入…社会資本整備の財源確保のため、ガソ

韓 国 の 1 9 9 4 年 予 算

(単位 億ウォン、 %)

			93年		94年	
			シェア		シェア	前年比
歳 入	租 税	367,624	96.6	415,241	96.0	13.0
	内 国 税	315,121	82.8	356,100	82.3	13.0
	交 通 税	17,440	4.6	30,394	7.0	74.3
	関 税	35,063	9.2	28,747	6.6	△18.0
歳 出	税 外 収 入	12,876	3.4	17,259	4.0	34.0
	合 計	380,500	100	432,500	100	13.7
歳 出	防 衛 費	95,724	25.2	104,675	24.2	9.4
	一 般 事 業 費	102,492	26.9	124,002	28.7	21.0
	交 通 施 設 事 業 費	32,369	8.5	41,156	9.5	27.1
	交 付 金	83,955	22.1	90,696	21.0	8.0
	人 件 費	60,844	16.0	65,738	15.2	8.0
	予 備 費	5,116	1.3	6,233	1.4	21.8
	合 計	380,500	100	432,500	100	13.7

リン税およびディーゼル油税の引き上げなどの税制改革により交通税の大幅増収（前年比+74.3%）を見込んでいる。

◆中国、人民元の二重為替レートの一本化を柱とする外貨管理制度の改革を実施

中国は、1月1日から、人民元の二重為替レートの一本化を柱とする外貨管理制度の改革を実施したが、その骨子は以下のとおり。

1. 単一為替レートによる管理変動相場制の実施

- (1) 中国人民銀行は、前日の外国為替市場の取引レートに基づき、当日の人民元の対米ドル為替レート（仲値）を公布する（米ドル以外の通貨についても、国際金融市场における各通貨の為替レートの変動状況等を勘案して同時に公布）。

(2) 外為銀行は、中国人民銀行が発表した上記為替レートに基づき、中国人民銀行が規定する変動幅の範囲内で、対顧客レートを決定し、顧客との売買を実行する。

2. 外貨留保制度および外貨上納制度の廃止

現行の外貨留保制度および外貨上納制度は廃止され、今後、中国の国内企業（除く外資企業）、各種機関は、原則として獲得した外貨収入をすべて対顧客レートに基づき外為銀行に売却する。

3. 外貨兌換券の廃止

従来中国銀行が外国人向けに発行していた外貨兌換券の発行を停止するとともに、現在流通している外貨兌換券を段階的に回収することで、最終的には廃止する。

4. 全国統一的なインターバンク外為市場の設立